



水俣病特措法の救済措置申請受付
は平成24年7月末までです。
心当たりのある方は申請を。

(お知らせ)

自衛隊による役場の除染に関する報告書の公表について

<福島県政クラブ同時発表>

平成24年3月27日(火)
環境省水・大気環境局
代 表：03-3581-3351
課 長：牧谷 邦昭
補 佐：清丸 勝正
担 当：百瀬 嘉則(内線 6615)

環境省は、平成23年12月7日(水)から12月19日(月)までに行われた自衛隊による檜葉町、富岡町、浪江町及び飯舘村の役場の除染に関する報告書を作成しましたので、公表いたします。

1. 報告書の位置づけ

- 本格的な除染の実施に当たっては、除染を進める上での計画作りや連絡調整を行うための活動拠点として、自治体の行政機能の中心である役場の機能を回復させることが最優先となります。
- そこで、本年から環境省が実施する本格的な除染活動の拠点となる警戒区域及び計画的避難区域内に位置する檜葉町、富岡町、浪江町、飯舘村の各役場において、平成23年12月7日(水)から12月19日(月)までの約2週間、除染作業を行いました。
- 本除染作業の内容を報告書としてまとめることにより、今後の除染作業の参考としていく予定です。

2. 報告書の構成

1. 除染の概要

2. 実施内容

- (1) 実施場所
- (2) 実施期間・工程
- (3) 事前モニタリング・事前除染試験・除染計画
- (4) 除染
- (5) 廃棄物・排水処理
- (6) 事後モニタリング

3. 除染の結果

- (1) 1m高さの空間線量率の低減率
- (2) 廃棄物の発生量・処理状況



水俣病特措法の救済措置申請受付は平成24年7月末までです。心当たりのある方は申請を。

(3) 排水処理、ダストモニタリング

(4) 延べ作業人員数

4. 考察

※添付資料として、役場ごとに、除染の結果概要、除染実施前後の地上1 m 高さの空間線量率マップ、除染実施前後の放射線測定データを添付。